

福祉健康委員会 調査視察実施要領（案）

1 目 的

福祉健康委員会では、高齢者や障害のある人とその家族が安心して生活することができるよう調査を重ね、令和7年の重点事項として取り組んでいる。

4月の「市民と議会のわがまちトーク」では、支援者（ケアラー）に対する課題について、その解決策等を見出すため、市民と意見交換を実施した。

市民からの意見や5月のてとりんハウスや東京都大田区の視察も踏まえ、さらに実効性のある政策提言とするため、京都市会の取組を視察することとする。

2 実施日時（予定）及び訪問先（手段は市の公用車）

実施日	時 間	訪問先
8月1日（金）	14時00分～	京都市会（於：京都市役所）

京都市会では、昨年11月に「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を施行されている。

施行されるまでの間、プロジェクトチーム会議の開催やパブリックコメントも実施されているが、こういった経過で条例制定となったのか。また、制定したことによってどのように変わったのかなど、今回の視察では、この条例の制定に至るまでの経緯、条例制定後の変化、そして今後の展望について調査を行い、その結果も参考として、市への政策提言につなげることとする。

3 主な調査項目

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定について

- (1) 条例制定に至る経緯について
- (2) 当該条例に関係する規定について
- (3) 条例制定後の変化について（制定後何が変わったのか、その効果など）
 - ・ 全会一致で議員提案となった当該条例に係る議会としての取組について
 - ・ 執行機関の取組について（予算化や事業推進など）
 - ・ 事業者・関係機関の評価（反応）について
 - ・ 市民の評価（反応）について
- ※（参考） 学校の評価（反応）について、「ヤングケアラー」に係る詳細な事案については本委員会の所管外となります。
- (4) 今後の展望について

4 視察行程表

11時30分	市役所本庁（玄関前）集合
	市役所本庁発（玄関前）（市マイクロバス）
11時45分	西舞鶴駅前着 乗車後発
13時17分	京都市役所着
14時00分	視察開始
15時30分	視察終了
15時45分	京都市役所発
17時17分	西舞鶴駅前着 降車後発
17時32分	市役所本庁に帰庁（予定）

《参考》

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

ここ京都では、日本初の聴覚及び視覚障害児の教育機関の設立や、精神障害の分野での地域的な看護の取組、認知症の人とその家族の会の設立など、先人たちによってケアとケアを担うケアラーに関わる先駆的な事業や活動が展開され、根付いてきた。また、それぞれの分野において活動してきた当事者や家族の会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。

京都市でも、これまで、それぞれの分野において、ケアを受ける人やケアラーなど支援を必要とする人が適切に支援を受けるための福祉基盤の整備を推進するとともに、複合的な課題を有する人への分野を横断した支援や、支援を必要とする人を社会的に孤立させないための伴走型支援を先駆的に実施し、推進してきた。また、京都の地域力を活かし、地域のボランティア等の市民との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。

社会全体においても、この間、福祉介護政策が進展し、「介護の社会化」への取組や制度は充実してきた。

しかしながら、その一方で、昨今、家族の役割や在り方が大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは当然に家族が担うべきものという認識は根強く残っている。多くの場合において、家族への負担の偏りが大きくなっており、閉ざされた状況でケアを担っているケアラーが少なくないという実態がある。また、高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語、ひきこもり、不登校、依存症などのケアの要因及び範囲が拡大するとともに、ケアラーの属性も多様化し、それらに対する社会的認識も変化している。家族等のケアを日常的に担っている子どもであるヤングケアラー、進学や就職の選択、キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期においてケアを担う若者ケアラー、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻なケアの課題に直面している。

このような社会の状況の下、京都市は、ケアラーへの社会的理解の促進と包括的な支援の拡大を図り、ケアを受ける人やケアラーへの支援を社会全体で行っていくとともに、多種多様なケアラーの状況に寄り添った適切かつ切れ目のない支援を実現させていかなければならない。そして、全てのケアラーが、単にケアを担う人としてだけではなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分らしく人生を全うし、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。

京都市は、今後、社会情勢の変化に応じて適切かつ効果的な施策を継続して実施していくため、ケアラーとその支援者の共同の輪を広げ、全てのケアラーが安心し、かつ、希望をもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、その基本理念を定めて、本市、市民等、事業者、関係機関及び学校等の責務や役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう(ヤングケアラー(当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの)及び若者ケアラー(当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳以上40歳未満のもの)を含む。以下同じ。)
- (3) 市民等 市民、通勤者及び通学生並びに本市の区域内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 前号の関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (7) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。
- (2) 本市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、社会全体で支えること。
- (3) ケアラーの置かれている家庭環境、日常生活で使用する言語等、ケアラーの多様性に配慮すること。
- (4) ケアラーに対するあらゆる支援について、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切なものとする。
- (5) ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- (6) ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。

- 2 本市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するよう努めるものとする。
- 3 本市は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、国及び京都府並びに市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携するとともに、必要に応じて関係者間の調整に努めるものとする。
- 4 本市は、市民等、事業者及び関係機関が、次条から第8条までの規定による役割を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、業務に従事させるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、本市、関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、情報の提供、適切な支援等を行うことができる他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 関係機関は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、園児、児童又は生徒のうち潜在的なヤングケアラーの把握に努めるとともに、園児、児童又は生徒がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、修学に当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるよう努めるものとする。

3 学校等は、ヤングケアラーであると認められる園児、児童又は生徒について、そのプライバシーに配慮するとともに、当該園児、児童又は生徒がケアラーであることに関連するいじめ等により学校生活に支障をきたすことがないよう配慮するよう努めるものとする。

4 学校等は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する基本的施策)

第9条 本市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
- (2) ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供及び適切な支援につなげるための相談支援に係る包括的な体制の整備に関する施策
- (3) ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する施策
- (4) ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策
- (5) 学校生活又は社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するケアラーに対する修学又は就業に係る支援(当該困難を有していたために学校生活又は社会生活の機会の一部又は全部を失ったケアラーに対するものを含む。)に関する施策
- (6) ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
- (7) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する施策

(広報及び啓発)

第10条 本市は、社会におけるケアラーの存在を広く市民等に認知させることで、潜在的なケアラーにおいて自身がケアラーの役割を担っているということの気付きを促し、当該ケアラーの支援につなげるよう努めることとする。

- 2 本市は、社会全体としてケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まることでケアラー支援が推進されるよう、年齢、言語等にかかわらず、広く情報の受け手である市民に分かりやすい広報及び啓発に努めなければならない。
- 3 本市は、前2項の規定によるケアラーに関する認知及び理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(施策の実施体制の整備)

第11条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その実施のために必要な体制を整備するものとする。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) ケアラーの支援に関する基本方針
 - (2) ケアラーの支援に関する具体的な施策
 - (3) その他ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項
- 3 本市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、局区等が横断的に連携するとともに、適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

(施策についての協議の場)

第12条 本市は、前条第1項の計画の策定及びケアラー支援に関する施策について、当該計画及び当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係者に積極的に意見を聴き、施策の実施状況等を共有するための協議の場を設けるものとする。

2 前項の協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(財政上の措置)

第13条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 この条例は、令和6年11月11日から施行する。